

京都大学総合体育館使用規則等の廃止について

京都大学総合体育館使用規則等を廃止する規則

京都大学総合体育館使用規則（昭和47年3月9日総長裁定）、京都大学国際交流会館宿泊施設使用細則（昭和57年8月28日総長裁定）、京都大学北白川スポーツ会館規則（昭和57年8月24日総長裁定）、京都大学笹ヶ峰ヒュッテ規則（平成12年3月7日総長裁定）、京都大学志賀高原ヒュッテ規則（平成21年9月8日総長裁定）、京都大学白浜海の家使用規程（昭和48年4月16日総長裁定）、京都大学白浜海の家管理要項（昭和48年4月16日総長裁定）、京都大学西部課外活動棟規則（平成20年10月21日総長裁定）、京都大学情報環境機構 KUINS II 及び KUINS III 接続に対する提供サービス及び利用負担金規程（平成14年11月22日総長裁定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。